2　対象弁護士は、本会に対し、次に掲げる書類を提出することにより、前項の規定による新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付を申請することができる。

一　今後も純損失の計上が見込まれるなど特別の経済的支援が必要であることについて理由を付した申請書

二　本会に対する特別の経済的支援を求める旨の弁護士会又は弁護士会連合会の要望書

三　その他本会が求める書類

3　過疎・偏在対策事業規則第六十条の規定（第三項第三号を除く。）は、第一項の規定により新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付を受ける新人弁護士等養成弁護士については、適用しない。

附　則

1　この規則は、平成二十六年二月二十日から施行する。

2　この規則は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

法律援助基金の支出に関する規則（規則第百十六号）中一部改正公告

法律援助基金の支出に関する規則（規則第百十六号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年二月二十一日

日本弁護士連合会

法律援助基金の支出に関する規則（規則第百十六号）中一部改正

法律援助基金の支出に関する規則（規則第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第五号から第十号まで」を「第二条第三号及び第五号から第十号まで」に、「別表1」を「別表第1」に改め、同条第二項中「第二条第五号及び第六号」を「第二条第三号、第五号及び第六号」に、「別表2」を「別表第2」に改め、同条第三項中「第二条第五号から第十号まで」を「第二条第三号及び第五号から第十号まで」に改め、同条第四項中「第二条第五号から第十号まで」を「第二条第三号及び第五号から第十号まで」に改める。

別表第1から別表第三までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

事業区分	援助内容	費用相当分		弁護士報酬相当分	
		基準額（消費税込み）	備考（全て金額は消費税込み。実費（通訳・翻訳費用及び貼付印紙代を含む。以下同じ。）相当分として、以下の条件で加算する。）	基準額（消費税込み）	備考（全て金額は消費税込み。以下のとおり増減を行うことができる。）
外国人に対する法律援助	イ　訴訟以外の手続援助	20,000円ただし通訳を要しないときは5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。	108,000円	①関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が2人の場合は216,000円とし、3人以上の場合は324,000円とする。この場合において、①の事情があるときは、①を準用する。
	ロ　訴訟援助	20,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。	162,000円	①関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が2人の場合は324,000円とし、3人以上の場合は486,000円とする。この場合において、①の事情があるときは、①を準用する。

犯罪被害者法律援助基金に関する規則（規則第百十七号）を廃止する規則制定公告

犯罪被害者法律援助基金に関する規則（規則第百十七号）を廃止する規則（規則第百六十一号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十六年二月二十一日

日本弁護士連合会

犯罪被害者法律援助基金に関する規則（規則第百十七号）を廃止する規則

犯罪被害者法律援助基金に関する規則（規則第百十七号）は、廃止する。

附　則

1　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際この規則による廃止前の犯罪被害者法律援助基金に関する規則（規則第百十七号）第二条に規定する犯罪被害者法律援助基金に関する特別会計に帰属する資産及び負債は、法律援助事業に関する規程（会規第七十七号）第六条に規定する法律援助基金に関する特別会計に帰属する。